

## 平成29年定例会提出議案件名一覧表(10月17日)

認 定 第 5 号	平成28年度三重県一般会計歳入歳出決算
認 定 第 6 号	平成28年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
認 定 第 7 号	平成28年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
認 定 第 8 号	平成28年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認 定 第 9 号	平成28年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計歳入歳出決算
認 定 第 10 号	平成28年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
認 定 第 11 号	平成28年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
認 定 第 12 号	平成28年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認 定 第 13 号	平成28年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認 定 第 14 号	平成28年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
認 定 第 15 号	平成28年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
認 定 第 16 号	平成28年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算



## 平成29年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その13)

区 分	件 名	概 要																			
◎予算 (17件) 総務部	【1】 平成29年度三重県一般会計補正予算(第6号) (補正額 約45億5百万円) 【2】 平成29年度三重県債管理特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲98百万円) 【3】 平成29年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲3百万円) 【4】 平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約1億3千万円) 【5】 平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲2百万円) 【6】 平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲68百万円) 【7】 平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約4百万円) 【8】 平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲5万円) 【9】 平成29年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約52百万円) 【10】 平成29年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約18百万円) 【11】 平成29年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲3百万円) 【12】 平成29年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約4百万円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>17 件</td> <td rowspan="6" style="border: none; padding-left: 10px;">} 議案 39件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>16 件</td> </tr> <tr> <td>諮 問</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>48 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	17 件	} 議案 39件	条 例	6 件	そ の 他	16 件	諮 問	- 件	認 定	- 件	報 告	9 件	提 出	- 件		計	48 件	
		予 算	17 件	} 議案 39件																	
条 例	6 件																				
そ の 他	16 件																				
諮 問	- 件																				
認 定	- 件																				
報 告	9 件																				
提 出	- 件																				
計	48 件																				

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	<p>【13】平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約6億4千万円)</p> <p>【14】平成29年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約71百万円)</p> <p>【15】平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約▲9億4千万円)</p> <p>【16】平成29年度三重県電気事業会計補正予算(第2号) (補正額 約▲2億6千万円)</p> <p>【17】平成29年度三重県病院事業会計補正予算(第2号) (補正額 約45百万円)</p>	
◎条例案 (6件) 健康福祉部	<p>【18】 三重県国民健康保険条例案</p>	<p>国民健康保険法の一部改正に鑑み、県が国民健康保険事業を運営するために必要な事項を定めるものである。 (平成30年4月1日(一部公布の日、平成30年1月1日及び同年3月31日)から施行) (主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県国民健康保険運営協議会を設置し、委員の定数を12人以内とする。</li> <li>(2) 国民健康保険保険給付費等交付金の算定に係る規定を定める。</li> <li>(3) 国民健康保険事業費納付金の算定に係る規定を定める。</li> <li>(4) 財政安定化基金による交付事業に係る規定を定める。</li> <li>(5) 三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する。</li> </ol>
農林水産部	<p>【19】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (平成30年3月10日から施行) (主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県漁港管理条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務の一部を処理することとする市町に、津市を加える。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p>		

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【20】 三重県特別会計条例の一部を改正する条例案</p>	<p>国民健康保険法に基づく三重県国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、三重県国民健康保険事業特別会計を設置するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県国民健康保険事業特別会計の設置に関する規定を加え、その歳入とする収入及び歳出とする経費を定める。</li> </ul>
	<p>【21】 三重県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>国民健康保険法の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基金の処分についての規定を加える。</li> <li>(2) その他規定を整理する。</li> </ol>
	<p>【22】 三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>国の制度改正に対応するため、医師修学資金の返還免除についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師修学資金の返還を免除する場合を、三重県地域医療支援センターにおいて作成されたキャリア形成プログラムに基づき必要な期間医師業務に従事した場合に一本化する。</li> </ul>
県土整備部	<p>【23】 三重県都市公園条例の一部を改正する条例案</p>	<p>都市公園法等の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園の敷地面積に対する運動施設の割合の制限に係る規定を整備する。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (16件) 総務部	【24】 当せん金付証券の発売について	公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額及び発売時期を定める。 ○発売総額 平成30年度 150億円以内
県土整備部	【25】 工事請負契約の変更について	中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センター水処理機械設備工事 ○ 場所 津市白塚町地内～河芸町影重地内 ○ 契約金額 変更前 1,192,320,000円 変更後 1,193,557,680円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目24番30号 日立造船株式会社中部支社 支社長 金谷 孝之 ○ 工事の概要 水処理機械設備新設 水処理設備(1系) 1式 送風機設備 1式 ろ過設備 1式 消毒設備 1式 水処理脱臭設備 1式

区 分	件 名	概 要
防災対策部	<p>【26】 財産の処分について</p>	<p>三重県防災ヘリコプターの処分(売払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 種目及び数量 三重県防災ヘリコプター 1式</li> <li>○ 機種 ベル・ヘリコプター・テキストロン社製 「ベル式412HP型」</li> <li>○ 金額 189,540,000円</li> <li>○ 相手方住所氏名 東京都渋谷区広尾二丁目1番15号 株式会社ティー・エム・シー・インターナショナル 代表取締役 西村 隆夫</li> </ul>
総務部	<p>【27】 損害賠償の額の決定及び和解について</p>	<p>平成29年1月20日に売却した旧県有地の地中からコンクリート片が発見されたことにより、契約相手方に撤去等の費用負担が生じたことについて、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。</p> <p style="text-align: right;">損害賠償額 19,583,565円</p>
環境生活部	<p>【28】 損害賠償の額の決定及び和解について</p>	<p>旧三重県立博物館が、昭和38年に預かって保管していた獣形鏡等の紛失について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。</p> <p style="text-align: right;">損害賠償額 1,070,000円</p>

区 分	件 名	概 要
環境生活部 つづき	<p><b>【29】</b> 三重県総合博物館の指定管理者の指定について</p> <p><b>【30】</b> 三重県立美術館の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県総合博物館の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県総合博物館の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○ 指定管理者 所在地 津市一身田上津部田1234番地 名 称 公益財団法人三重県文化振興事業団 代表者 理事長 雲井 敬</p> <p>○ 指定の期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで</p> <p>三重県立美術館の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立美術館の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○ 指定管理者 所在地 津市一身田上津部田1234番地 名 称 公益財団法人三重県文化振興事業団 代表者 理事長 雲井 敬</p> <p>○ 指定の期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部	<p>【31】 鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について</p> <p>【32】 熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について</p> <p>【33】 大仏山公園の指定管理者の指定について</p>	<p>鈴鹿青少年の森の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、鈴鹿青少年の森の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○ 指定管理者 所在地 津市桜橋一丁目104番地 名 称 三重県森林組合連合会 代表者 代表理事会長 朝尾 高明</p> <p>○ 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</p> <p>熊野灘臨海公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、熊野灘臨海公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○ 指定管理者 所在地 北牟婁郡紀北町東長島3043番地の4 名 称 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 代表者 代表取締役社長 吉川 勝也</p> <p>○ 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</p> <p>大仏山公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、大仏山公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○ 指定管理者 所在地 伊勢市下野町600番地の13 名 称 有限会社太陽緑地 代表者 代表取締役 吉川 信吾</p> <p>○ 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<p><b>【34】</b> 北勢中央公園の指定管理者の指定について</p>	<p>北勢中央公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、北勢中央公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理者               <ul style="list-style-type: none"> <li>所在地 四日市市野田二丁目5番23号</li> <li>名 称 株式会社名阪造園</li> <li>代表者 代表取締役 田中 清平</li> </ul> </li> <li>○ 指定の期間               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</li> </ul> </li> </ul>
	<p><b>【35】</b> 亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について</p>	<p>亀山サンシャインパークの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、亀山サンシャインパークの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理者               <ul style="list-style-type: none"> <li>所在地 亀山市布気町801番地1</li> <li>名 称 サンシャインパークGM</li> <li>代表者 北川 亨</li> </ul> </li> <li>○ 指定の期間               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</li> </ul> </li> </ul>
教育委員会	<p><b>【36】</b> 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県立鈴鹿青少年センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立鈴鹿青少年センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理者               <ul style="list-style-type: none"> <li>所在地 鈴鹿市御園町1669番地</li> <li>名 称 公益財団法人三重県体育協会</li> <li>代表者 理事長 東地隆司</li> </ul> </li> <li>○ 指定の期間               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</li> </ul> </li> </ul>

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p>【37】 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県立熊野少年自然の家の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立熊野少年自然の家の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○ 指定管理者 所在地 熊野市井戸町653番地12 名 称 有限会社熊野市観光公社 代表者 代表取締役 奥田博典</p> <p>○ 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</p>
健康福祉部	<p>【38】 公立大学法人三重県立看護大学定款の一部変更について</p>	<p>地方独立行政法人法の一部改正に伴い、公立大学法人三重県立看護大学の定款について、その一部を変更するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(変更内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定款に規定する監事の職務及び権限、役員任期等について変更を行う。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p><b>【39】</b> 地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款の一部変更について</p>	<p>地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの定款について、その一部を変更するものである。</p> <p>(平成30年4月1日から施行)</p> <p>(変更内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定款に規定する監事の職務及び権限、役員任期等について変更を行う。</li> </ul>
◎報告 (9件) 県土整備部	<p><b>【40】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成29年6月19日鈴鹿市西條町地内の県道鈴鹿環状線において発生した鈴鹿建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 178,368円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>【41】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【42】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【43】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成29年1月7日鳥羽市鳥羽四丁目地内の国道167号において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 240,867円</p> <p>平成29年6月1日四日市市海山道町一丁目地内の国道23号において発生した機動捜査隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 75,000円</p> <p>平成29年7月19日四日市市新正五丁目地内の駐車場において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 60,607円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【44】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年8月27日四日市市下之宮町地内の敷地内において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 65,880円
県土整備部	【45】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年7月1日四日市市東坂部町地内の県道四日市鈴鹿環状線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 119,631円
	【46】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年8月13日四日市市西坂部町地内の県道田光四日市線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 117,788円

区 分	件 名	概 要
教育委員会	【47】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。
企業庁	【48】 議会の議決すべき事件以外の 契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約変更</p> <p>【契約名称】内径800耗配水管シールド工事(一期・未広)  【履行場所】四日市市末広町地内～四日市市尾上町地内  【契約金額】変更前 758,948,400円  変更後 831,631,320円  【契約方法】随意契約  【契約の相手方の住所及び氏名】  伊勢市浦口4丁目1番11号  山野・中村特定建設工事共同企業体  代表者  株式会社山野建設  代表取締役 山野 稔</p> <p>【変更契約締結の年月日】平成29年9月20日  【契約期間】平成28年11月28日から  平成30年9月28日まで</p>

平成29年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その14)

区 分	件 名	概 要					
<p>◎予算 (1件) 総務部</p>	<p>【1】 平成29年度三重県一般会計補正予算(第7号) (台風第21号及び第22号に係る被害の早期復旧等を図るため、緊急に必要な経費について、所要の措置を講じるための補正予算 約84億1千万円)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 条 そ の 諮 認 報 提</td> <td style="padding: 5px;">例 他 議</td> <td style="padding: 5px;">算 案 問 定 告 出</td> <td style="padding: 5px;">1 件 - 件 - 件 - 件 - 件 1 件</td> <td style="padding: 5px;">議 案 1 件</td> </tr> </table>	予 条 そ の 諮 認 報 提	例 他 議	算 案 問 定 告 出	1 件 - 件 - 件 - 件 - 件 1 件	議 案 1 件
予 条 そ の 諮 認 報 提	例 他 議	算 案 問 定 告 出	1 件 - 件 - 件 - 件 - 件 1 件	議 案 1 件			

## 平成29年 定例会日程

月	日	曜	日 程	備 考
11月	15日	水	委員会 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算採決)	議会運営委員会
	16日	木	休 会	
	17日	金	休 会	
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月	休 会	
	21日	火	休 会	
	22日	水	本会議 採決 議案上程(11月定例会月会議) 全員協議会(平成30年度本庁部局の組織見直し案)	議案聴取会 議会運営委員会
	23日	木	(勤労感謝の日)	
	24日	金	休 会	
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月	休 会	
	28日	火	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	29日	水	休 会	
	30日	木	本会議 一般質問	
12月	1日	金	休 会	
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月	本会議 一般質問	
	5日	火	休 会	
	6日	水	本会議 一般質問	
	7日	木	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況)	
	8日	金	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況総括的質疑) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、健康福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	12日	火	委員会 付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	13日	水	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、健康福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	14日	木	委員会 付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	15日	金	休 会 (常任委員会予備日)	
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月	休 会 (委員会等予備日)	
	19日	火	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	20日	水	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	21日	木	本会議 閉会(採決)	

## ※ 請願陳情の受理

・ 11月22日(水) 午後5時

## ※ 文書による質問ができる期間

・ 10月18日(水)～11月21日(火)



## 平成29年定例会 11月定例会議 議案聴取会日程（案）

- 1 開催年月日 平成29年11月22日（水）  
 全員協議会終了後
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順

所 管 名	議案	報告	備考
総務部	○		
防災対策部	○		
戦略企画部	○		
警察本部	○	○	
病院事業庁	○		
企業庁	○	○	
健康福祉部	○		
環境生活部	○		
地域連携部	○		
農林水産部	○		
雇用経済部	○		
県土整備部	○	○	
教育委員会	○	○	
部外	○		

※部外 人事委員会事務局・監査委員事務局・出納局  
 議会事務局

縣志內附可也

張開五、李、... 部

建、縣、志、氣、難、辨、錄、前

...  
...  
...

質問者一覧表(案)

平成29年定例会(11月定例会会議)

月 日(曜)	質問区分	順序・氏名(会派)					
		1	2	3	4	5	6
11月30日(木)	一般質問	議員 (公明党又は 日本共産党)	議員 (公明党又は 日本共産党)	議員 (大志又は 草の根運動 いが)	議員 (大志又は 草の根運動 いが)	議員 (青峰)	議員 (新政みえ)
12月 4日(月)	一般質問	1		2		3	4
		議員 (自民党)		議員 (新政みえ)		議員 (自民党)	議員 (新政みえ)
12月 6日(水)	一般質問	1		2		3	4
		議員 (自民党)		議員 (新政みえ)		議員 (自民党)	議員 (新政みえ)

21

(参考) ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度

・関連質問

新政みえ 6回 自民党 5回 鷹山 1回 公明党 1回 日本共産党 1回  
能動 1回 大志 1回 草の根運動いが 1回 青峰 1回



## 請願の処理経過及び結果の報告

- 平成26年定例会9月定例会議で採択された請願
  - ・ 医療的ケアを必要とするような重度重複障がい児者の地域生活向上について
  
- 平成27年第2回定例会9月定例会議で採択された請願
  - ・ 介護福祉士等修学資金貸付制度の再開を求めることについて
  
- 平成29年定例会9月定例会議で採択された請願
  - ・ 介護人材の安定的な確保等に向けた支援を求めることについて
  - ・ 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて

## COMPARISON OF THE TWO METHODS

TABLE I. Comparison of the two methods.

Method	Advantages	Disadvantages
Method 1	Simple and easy to use	Less accurate
Method 2	More accurate	More complex and time-consuming

## 意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

12月14日（木）午後5時まで

North Carolina - 1998

1998

## 議 員 派 遣 一 覧 表

## 1 三重県中小企業レディース中央会との懇談会

## (1) 派遣目的

三重県中小企業レディース中央会主催の懇談会に出席し、女性経営者等の声を直接聴取するとともに意見交換を行う。

(2) 派遣場所 三重県津市

(3) 派遣期間 平成 29 年 12 月 6 日 1 日間

(4) 派遣議員	岡野 恵美	議員	倉本 崇弘	議員
	稲森 稔尚	議員	野村 保夫	議員
	小島 智子	議員	大久保孝栄	議員
	杉本 熊野	議員	今井 智広	議員
	長田 隆尚	議員	前野 和美	議員



## 11月22日の議事予定

## 自治功労者表彰状 伝達式

開 議  
諸報告

- ・ 予算決算常任委員会審査報告書（認定議案）の提出について
- ・ 議案等の配付について
- ・ 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料の配付について
- ・ 定期監査結果報告書の配付について
- ・ 例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第1 認定第5号から認定第16号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 議案第134号から議案第173号まで  
〔提案説明〕

日程第3 議員派遣の件

休会の件  
散 会

全員協議会  
議案聴取会  
議会運営委員会  
予算決算常任委員会理事会

100

100

100

100

## 議会对応業務にかかる執行部提案について (補足説明資料)

## 1 本会議・委員会への出席者の簡素化

## ① 議案質疑のための本会議への出席者の縮小

知事・副知事・危機管理統括監と該当する部局長のみの出席としたい。  
(関連質問がなく、質疑の対象となる議案等の提出部局が予め特定できるため)

## 〈通常の出席説明員〉

知事、副知事、危機管理統括監、  
各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、公安委員会委員長、警察本部長、  
選挙管理委員会委員長、人事委員会委員長、代表監査委員、  
人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長

## ② 本会議の執行部連絡員の縮小

総務部財政課長と警察本部総務課長の2名に縮小したい。

## 〈現在の執行部連絡員〉

危機管理副統括監、戦略企画部副部長、総務部副部長2名、総務部財政課長、  
教育委員会事務局副教育長、警察本部警務部総務課長 の計7名  
※議運の申合せでは、9名の範囲内で在室を認めている。

## ③ 予算決算常任委員会総括質疑への出席者の縮小

知事、副知事、危機管理統括監及び原則として部局長、副部長としたい。

## 〈現在の総括質疑の出席者〉

知事、副知事、危機管理統括監、部局長	25名	
各部局副部長	18名	
各部局総務課長等	13名	計 56名

## 2 本会議における発言通告提出期限の早期化

発言通告の提出期限を質問日前々日の17時から13時に変更していただきたい。  
(通告提出が早くなれば、答弁に該当する部局が早い時間に特定でき、業務を計画的に進めることができるため)

〈現状〉議運の申合せにより、質問日前々日の17時を提出期限としている。

### 3 提出資料等の簡素化

議案審議や委員会調査のために提出する資料について、資料自体の省略や内容の簡略化など、業務の効率化の観点から見直しを検討していただきたい。

なお、今後、状況の変化に対応し、適時提出資料等の見直しにかかる提案の機会をいただきたい。

常任委員会等への提出資料についても各部局で適時見直しを進めることとしたので、今後、具体的な資料の見直しについて、委員会担当書記を通じて提案・相談させていただきたい。

### 4 資料等の提出期限の設定について

各議員からの参考資料の請求について、時間外勤務削減の観点から余裕を持った期限の設定をお願いしたい。

また、夏季や年末年始、ゴールデンウィーク等、職員の休暇取得を促進している期間の資料請求については、特段の配慮をお願いしたい。

職員に対して休暇取得を促進する期間等について情報提供をさせていただくので、余裕を持った提出期限の設定をお願いしたい。

# 質疑及び質問における出席説明員の範囲の縮小について

◎出典：都道府県議会運営における事例調（全国都道府県議会議長会事務局）より作成 平成25年7月1日現在  
 （平成29年10月24日聞き取りにより加筆・修正）

## 《 質疑と質問を異なる日に行っている 》

範囲を縮小している道府県	質問・質疑を区分している	出席説明員の縮小の内容	主な出席者〔▲が縮小の対象者、「×」は本会議への出席を求めている又は該当職なし〕							
			知事	副知事	部長	各行政委員会の委員長又は委員	警察本部長	公営企業管理者	教育長	各種行政委員会事務局長
青森	○ (質疑)	発言通告での答弁要求にもとづく	▲	○	○	○監査 ▲公安、人事、選管	○	×	○	○監査 ▲人事、選管
	○ (質問)	発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	○監査 ▲公安、人事、選管	○	×	○	○監査 ▲人事、選管

## 《 質疑と質問をあわせて行っている等 》

範囲を縮小している道府県	質問・質疑を区分している	出席説明員の縮小の内容	主な出席者〔▲が縮小の対象者、「×」は本会議への出席を求めている又は該当職なし〕							
			知事	副知事	部長	各行政委員会の委員長又は委員	警察本部長	公営企業管理者	教育長	各種行政委員会事務局長
北海道		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	▲	▲公安、監査、人事、選管	▲	▲	▲	▲監査、人事、選管、労働
岩手	○※1	発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	▲公安、監査（決算質疑日は必ず）、人事、選管、労働、海区	○	○	○	▲監査、人事（給与条例、勧告がある日は必ず）、選管、労働
秋田	○※2	発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	▲公安、監査、人事、選管、労働	○	×	○	×
宮城		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	○監査、人事、選管 ▲公安	○	○	○	○監査、人事、選管、労働
神奈川		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	▲公安、監査、人事、選管、労働	○	○	○	○監査、人事、労働 ▲選管
埼玉		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	▲公安、監査、人事、選管、労働、収用、内水面	○	○	○	▲監査、人事、労働
長野		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	○監査 ▲公安、人事、選管、労働	○	○	○	×

範囲を縮小している道府県	質問・質疑を区分している	出席説明員の縮小の内容	主な出席者【▲が縮小の対象者、「×」は本会議への出席を求めている又は該当職なし】							
			知事	副知事	部長	各行政委員会の委員長又は委員	警察本部長	公営企業管理者	教育長	各種行政委員会事務局長
新潟		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	▲公安、監査、人事、選管、労働	○	○	○	○監査、人事、労働
静岡		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	▲監査、人事、選管、労働	○	○	○	▲監査、人事、選管、労働
岐阜		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	○監査 ▲公安、人事、選管、労働	○	×	○	○人事、労働 ▲選管
大阪		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	▲公安、監査、人事、選管	○	×	○	○監査、人事
鳥取		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	○監査 ▲公安、人事、選管	○	○	○	○人事、労働 ▲選管
山口		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	○公安、監査、 ▲人事、選管、労働	○	○	○	○監査、人事、労働
愛媛		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	○公安、監査、人事 ▲選管、労働	○	○	○	○監査、人事、労働
福岡		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	▲監査、人事、選管、労働	▲	○	▲	▲監査、人事、選管、労働
大分		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	○監査 ▲公安、人事、選管、労働	○	○	○	○人事（委員長出席の場合は出席なし）、 労働（会長出席の場合は出席なし）
宮崎		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	○監査 ▲公安、人事、選管、労働	○	○	○	○人事（委員長出席しない場合） ×監査（監査委員欠席時のみ出席）
鹿児島		発言通告での答弁要求にもとづく	○	○	○	▲公安、監査、人事、選管、労働	○	○	○	○監査、人事、労働
計	18									

※1：質問及び質疑が同じ日

※2：議案について本会議で質疑を行わずに直ちに委員会付託されている

## 質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項（関係部分）

## 現 行

## 1 代表質問

(1)～(5) (略)

(6)質問議員は、質問日の前々日（休日を除く。）の午後5時までに、所定の書式により発言通告書を提出するものとする。

(7) (略)

## 2 一般質問

(1)～(5) (略)

(6)質問議員は、質問日の前々日（休日を除く。）の午後5時までに、所定の書式により発言通告書を提出するものとする。

## 3 (略)

## 4 議案に関する質疑

(1)・(2) (略)

(3)質疑議員は、質疑日の前々日（休日を除く。）の午後5時までに、所定の書式により発言通告書を提出するものとする。ただし、随時提出議案に係る発言通告書の提出については、この限りでない。

(4) (略)

## 5～7 (略)

## 8 発言時等における議場内スクリーンへの映写資料

(1)～(4) (略)

(5)映写資料は、発言通告書とともに、質問日前々日の午後5時までに提出するものとし、担当書記が議員から直接受領する。

(6)～(12) (略)